

平成27年度第1回長野県中小企業振興審議会 次第

日時：平成28年2月15日（月）
14時00分から16時00分まで
場所：長野県庁議会増築棟第1特別会議室

1 開 会

2 産業政策監兼産業労働部長あいさつ

3 委員自己紹介

4 会長互選

5 議 事

(1) 長野県科学技術振興指針（案）について（資料1）

(2) 長野県ものづくり産業振興戦略プランについて（資料2）

6 報告事項

(1) 平成26年度の主な中小企業振興施策の実施状況について（資料3）

7 その他

8 閉 会

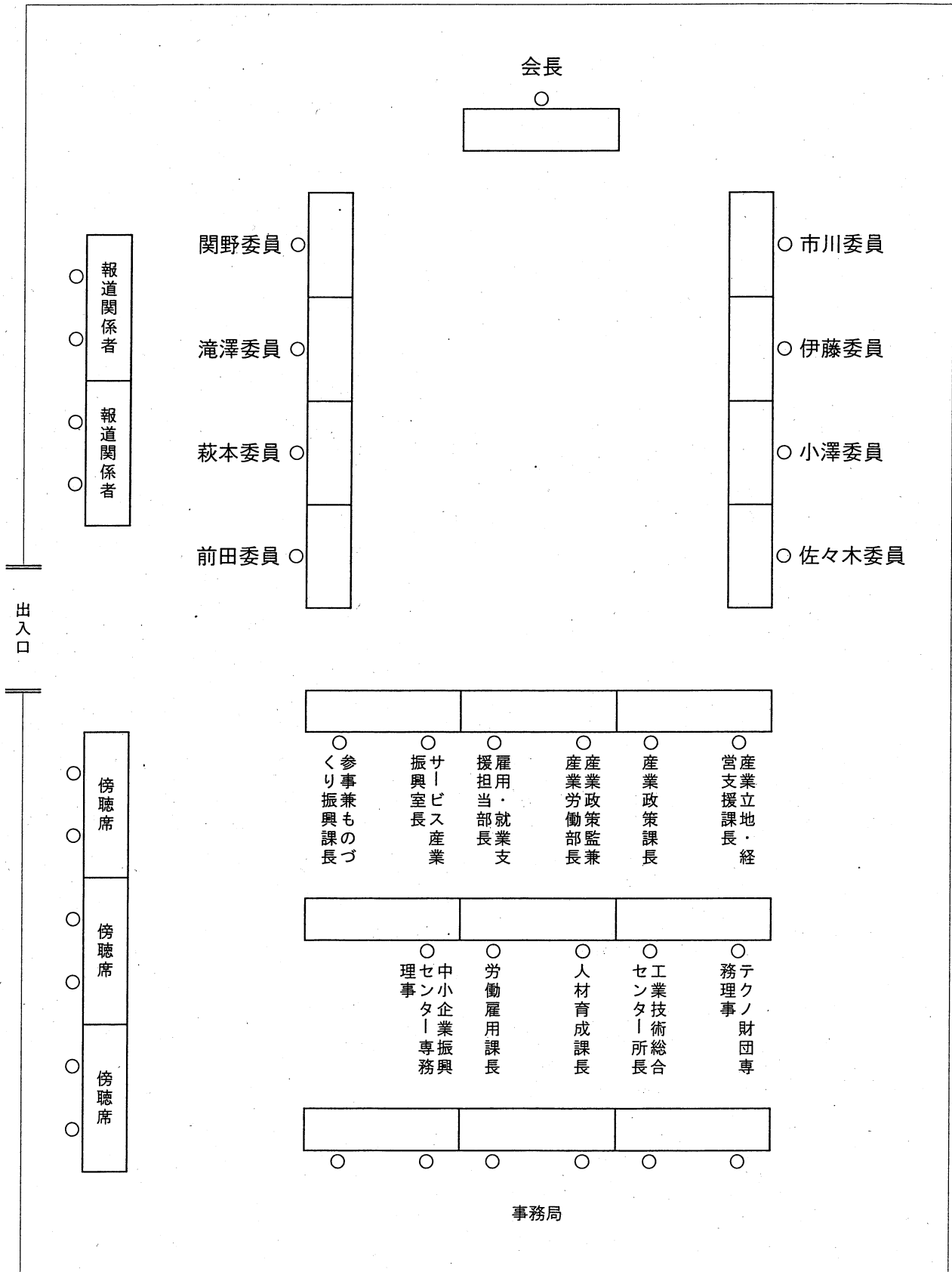
長野県中小企業振興審議会 委員名簿

(氏名五十音順、敬称略)

	氏 名	所 属 ・ 役 職 名	出 欠
1	いちかわ こういちろう 市川 浩一郎	不二越機械工業株式会社代表取締役社長 公益財団法人長野県テクノ財団理事長	出席
2	いとう かおる 伊藤 かおる	株式会社コミュニケーションズ・アイ代表取締役社長	出席
3	おざわ よしり 小澤 吉則	一般財団法人長野経済研究所調査部長	出席
4	くま けいすけ 久間 敬介	株式会社日本政策投資銀行地域企画部課長	
5	さ さき えつこ 佐々木 悦子	長野県商工会連合会女性部連合会長	出席
6	せきの ともり 関野 友憲	株式会社システムプラン会長 (公募)	出席
7	たきざわ あさこ 滝澤 麻子	有限会社ラジエル代表取締役 (公募)	出席
8	ちの ゆかり 千野 由香里	電機連合 (新光電気労働組合中央執行委員)	
9	なかむら そういちろう 中村 宗一郎	国立大学法人信州大学理事・副学長	
10	にしざわ たかえ 西澤 孝枝	株式会社西澤電機計器製作所代表取締役社長	
11	はぎもと のりふみ 萩本 範文	多摩川精機株式会社代表取締役副会長	出席
12	まえだ たけひこ 前田 剛彦	株式会社八十二銀行法人部長	出席
13	みずもと まさとし 水本 正俊	一般社団法人長野県経営者協会専務理事	
14	もろさわ ますえ 両澤 増枝	生活協同組合コープながの非常勤理事	
15	わたなべ みつこ 渡邊 充子	株式会社創舎代表取締役社長	
	計 15名		出席 8名

平成27年度 第1回長野県中小企業振興審議会 座席図

日時：平成28年2月15日(月) 14時00分から16時00分まで
 場所：長野県庁議会増築棟 第1特別会議室



改正 平成14年3月25日条例第2号 平成19年3月22日条例第10号
平成22年3月18日条例第14号

県議会の議決を経た「長野県中小企業振興審議会条例」をここに公布する。

長野県中小企業振興審議会条例

(設置)

第1条 中小企業の振興に関する重要事項について調査審議するため、長野県中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、次の事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 中小企業の振興対策に関する事項
- (2) 中小企業の経営合理化に関する事項
- (3) 中小企業の組織強化並びに販路の拡張に関する事項
- (4) 中小企業の金融に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 商工業者
- (2) 金融機関の代表者
- (3) 学識経験者

一部改正〔平成14年条例2号〕

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

追加〔平成22年条例14号〕

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、商工業者等のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

追加〔平成22年条例14号〕

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 第5条第3項及び第6条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

追加〔平成22年条例14号〕

(幹事)

第9条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

一部改正〔平成19年条例10号・22年14号〕

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

追加〔平成22年条例14号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 長野県中小企業金融対策審議会条例(昭和27年長野県条例第85号)

(2) 長野県商工業経営合理化審議会条例(昭和27年長野県条例第86号)

3 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

4 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和27年長野県条例第75号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成14年3月25日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成19年3月22日条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成22年3月18日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)